

## 消防署等への自動販売機設置事業者募集要項

消防局では、消防署に自動販売機を設置していただく自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）を募集します。

なお、この募集要項には概要のみを記載していますので、応募される方は、必ず詳細を仕様書で確認したうえで、お申込みください。

### 1 設置目的

施設利用者の利便性向上及び災害発生時における救援活動に資すること。

### 2 設置場所

消防署（具体的な設置場所は、仕様書で確認してください）

### 3 設置事業者

設置場所それぞれについて応募することができます。

### 4 取扱商品及び販売価格

#### (1) 取扱商品

缶、ペットボトル等の密閉式の容器に入った清涼飲料水（ジュース、茶、水、紅茶、コーヒー及びこれらに類する商品）とし、酒類の販売は認めません。

なお、菓子等の食品の販売を認めます。

#### (2) 販売価格

設置事業者が設定した価格とします。

### 5 設置機種等（詳細は仕様書を確認してください。）

(1) 災害救援ベンダーとしてください。

(2) ユニバーサルデザインのものとしてください。

(3) 環境に配慮したものとしてください。

(4) 電気子メーターを設置してください。

### 6 維持管理等

設置事業者において、自動販売機の設置から商品の補充、メニューチェンジ、空容器の回収・リサイクル、金銭管理、故障時の対応、定期的点検、自動販売機内外及びその周辺の清掃・美化までの、自動販売機設置管理運営に必要な一切の維持管理業務を行っていただきます。

### 7 応募資格要件

仕様書を確認してください。

8 設置期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とします。

9 申込受付期間

令和8年3月9日（月）～令和8年3月13日（金）

10 質問及び回答

(1) 質問（持参のみ）

令和8年3月9日（月）～令和8年3月12日（木）

(2) 回答

消防局総務部施設課ホームページに掲載して回答します。

11 設置事業者の決定

(1) 決定方法

本市が設定した最低使用料以上で、最高金額である応募者を設置事業者に決定します。

(2) 決定予定日

令和8年3月19日（木）頃の予定

(3) 決定後の公表

消防局総務部施設課ホームページにおいて設置事業者の決定状況を掲載します。

**【問合せ先】**

京都市消防局 総務部 施設課（担当：沼田・澤田）

〒604-0931

京都市中京区押小路通河原町西入榎木町450番地2

電話（075）212-6644（直通）